



愛媛県報

発行 愛媛県

平成30年12月7日金曜日 第3034号

◇ 目 次 ◇

大規模小売店舗の新設の届出の概要等..... (経営支援課) ...1024
 土地改良区の解散..... (農地整備課) ...1025
 県営土地改良事業の事業計画書の縦覧(2件)..... (") ...1025
 県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧..... (") ...1025
 落札者等の告示..... (会計課) ...1025
 指定居宅サービス事業者の指定..... (東予地方局地域福祉課) ...1025
 指定介護予防サービス事業者の指定..... (") ...1026
 土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧..... (東予地方局農村整備課) ...1026
 道路の区域変更(県道落合久万線)..... (東予地方局管理課) ...1026
 道路の供用開始(")..... (") ...1026
 道路の供用開始(県道松山東部環状線)..... (中予地方局管理課) ...1027
 土地改良区役員の就退任の届出..... (南予地方局農村整備課) ...1027
 道路の供用開始(県道坊屋敷小田線)..... (南予地方局大洲土木事務所) ...1027

公 告

二級建築士試験の合格者..... (建築住宅課) ...1027
 木造建築士試験の合格者..... (") ...1027

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1168号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成30年12月7日

愛媛県知事 中村時広

1 届出の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称)松山西複合商業施設
松山市三津三丁目5番40号
- (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大黒天物産株式会社
岡山県倉敷市堀南704番地5
代表取締役 大賀 昭司
- (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
大黒天物産株式会社
岡山県倉敷市堀南704番地5
代表取締役 大賀 昭司

- (4) 大規模小売店舗の新設をする日
平成31年7月27日
- (5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
3,728.4平方メートル
- (6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
184台
イ 駐輪場の収容台数
90台
ウ 荷さばき施設の面積
66.5平方メートル
エ 廃棄物等の保管施設の容量
19.9立方メートル
- (7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
大黒天物産株式会社(A棟)
24時間
小売業者未定(B棟及びC棟)
開店時刻 午前7時 閉店時刻 午後10時
イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
24時間
ウ 駐車場の自動車の出入口の数
3箇所
エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
荷さばき施設No.1及びNo.2 24時間

荷さばき施設No.3 午前6時から午後10時まで

2 届出年月日

平成30年11月26日

3 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第1169号

浮穴土地改良区は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号の規定により、平成30年11月27日解散した。

平成30年12月7日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第1170号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、四国中央市豊岡町大町地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成30年12月7日

愛媛県知事 中村時広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ため池等整備事業・恵之久保地区）計画書

の写し

2 縦覧期間

平成30年12月10日から平成31年1月11日まで

3 縦覧場所

四国中央市役所本庁

○愛媛県告示第1171号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、伊予郡砥部町川登地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成30年12月7日

愛媛県知事 中村時広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（農業用排水施設整備事業・砥部地区）計画書の写し

2 縦覧期間

平成30年12月10日から平成31年1月11日まで

3 縦覧場所

砥部町役場本庁

○愛媛県告示第1172号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、西条市小松町新屋敷、北川、南川、玉之江地域に係る県営土地改良事業計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。

平成30年12月7日

愛媛県知事 中村時広

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業（ほ場整備事業・新宮地区）変更計画書の写し

2 縦覧期間

平成30年12月10日から平成31年1月11日まで

3 縦覧場所

西条市役所小松総合支所及び東予総合支所

○愛媛県告示第1173号

次のとおり落札者を決定した。

平成30年12月7日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
大型乗用自動車（スクールバス）1台	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成30年11月22日	いすゞ自動車中国四国株式会社四国支社松山支店 愛媛県松山市土居町575番地	33,627,960円	一般競争入札	平成30年10月12日

○愛媛県告示第1174号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

平成30年12月7日

愛媛県東予地方局長 高橋正浩

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
セントケア四国株式会社	セントケア訪問看護ステーションにい はま	愛媛県新居浜市星原町15番47号星原町 15-47貸店舗1階1号室	平成30年10月1日	訪問看護
医療法人竹内外科胃腸科	竹内外科 訪問看護ステーション	愛媛県今治市立花町三丁目6番36号	平成30年10月15日	訪問看護

○愛媛県告示第1175号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。
平成30年12月7日

愛媛県東予地方局長 高橋正浩

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
セントケア四国株式会社	セントケア訪問看護ステーションにい はま	愛媛県新居浜市星原町15番47号星原町 15-47貸店舗1階1号室	平成30年10月1日	介護予防訪問看護
医療法人竹内外科胃腸科	竹内外科 訪問看護ステーション	愛媛県今治市立花町三丁目6番36号	平成30年10月15日	介護予防訪問看護

○愛媛県告示第1176号

西条市古川乙土地改良区から認可申請のあった土地改良事業（維持管理）の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。
平成30年12月7日

愛媛県東予地方局長 高橋正浩

1 縦覧に供すべき書類の名称

- (1) 西条市古川乙土地改良区土地改良事業（維持管理）変更計画書の写し
- (2) 西条市古川乙土地改良区定款の写し
- 2 縦覧期間
平成30年12月8日から平成31年1月11日まで
- 3 縦覧場所
西条市役所本庁

○愛媛県告示第1177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成30年12月7日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	区間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県道	落合久万線	西条市丹原町明河丙378番	旧	メートル 5.3~7.2	キロメートル 0.037	
			新	7.2~19.0	0.037	

○愛媛県告示第1178号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のよう開始する。
その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成30年12月7日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	落合久万線	西条市丹原町明河丙378番	平成30年12月7日

○愛媛県告示第1179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成30年12月7日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	松山東部環状線	松山市高井町1088番4から 同町1090番2まで	平成30年12月7日

○愛媛県告示第1180号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、大洲市土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。
平成30年12月7日
愛媛県南予地方局長 佐伯登志男

就任

役員の種類	氏名	住所
監事	山田正広	大洲市稲積20番地の1

○愛媛県告示第1181号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。
平成30年12月7日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	坊屋敷小田線	喜多郡内子町立石303番2から 同町立石299番3まで	平成30年12月7日

公 告

○公 告

二級建築士試験の合格者について

平成30年7月1日及び9月9日に施行した二級建築士試験の合格者は、次のとおりである。
平成30年12月7日

愛媛県知事 中村時広

受験番号	受験番号	受験番号	受験番号
7 C - 10042 P	7 C - 10053 L	7 C - 10109 L	7 C - 10110 M
7 C - 10120 R	7 C - 10153 N	7 C - 10181 N	7 C - 10212 Y
7 C - 10224 P	7 C - 10226 Y	7 C - 10262 K	7 C - 10324 Y
7 C - 10328 N	7 C - 10366 Y	7 C - 10409 K	7 C - 10427 P
7 C - 10493 K	7 C - 10504 P	7 C - 10508 L	7 C - 10509 M
7 C - 10548 Y	7 C - 10559 N	7 C - 10580 N	7 C - 10615 N
7 C - 10647 K	7 C - 10652 R	7 C - 10723 Y	7 C - 10739 L
7 C - 20008 M	7 C - 20030 N	7 C - 20038 P	7 C - 20041 K

7 C - 20086 N	7 C - 20119 L	7 C - 20130 R	7 C - 20184 N
7 C - 20207 R	7 C - 20217 L	7 C - 20225 M	7 C - 20228 R
7 C - 20261 N	7 C - 20272 K	7 C - 20282 N	7 C - 20325 P
7 C - 20337 M	7 C - 20349 K	7 C - 20360 P	7 C - 20404 Y
7 C - 20405 K	7 C - 20415 N		

○公 告

木造建築士試験の合格者について

平成30年7月22日及び10月14日に施行した木造建築士試験の合格者は、次のとおりである。
平成30年12月7日

愛媛県知事 中村時広

受験番号
7 C - 40028 M